

告 示

埼玉県選管告示第三十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年八月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地	病院	老人ホーム
			社会福祉法人 山寿会 特別養護老人ホーム島町花の郷	埼玉県さいたま市見沼区島町三百五番地
医療法人社団 武藏野会 T M Gあさか医療センター	埼玉県朝霞市溝沼千三百四十番地の一	埼玉県さいたま市見沼区島町三百五番地	病院	老人ホーム